

第2回漁業特定技能協議会・養殖業分科会

議事次第

日 時： 令和4年11月22日（火） 13:30～

場 所： Web 会議室

1. 開 会

2. 議 事

1) 漁業特定技能協議会運営要領及び漁業協議会構成員資格取扱要領の改正について

2) 特定技能2号（養殖分野）の試験問題の作成について

3) その他

3. 閉 会

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：101,386人（令和4年8月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：2人（令和4年8月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、
(12分野) 造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

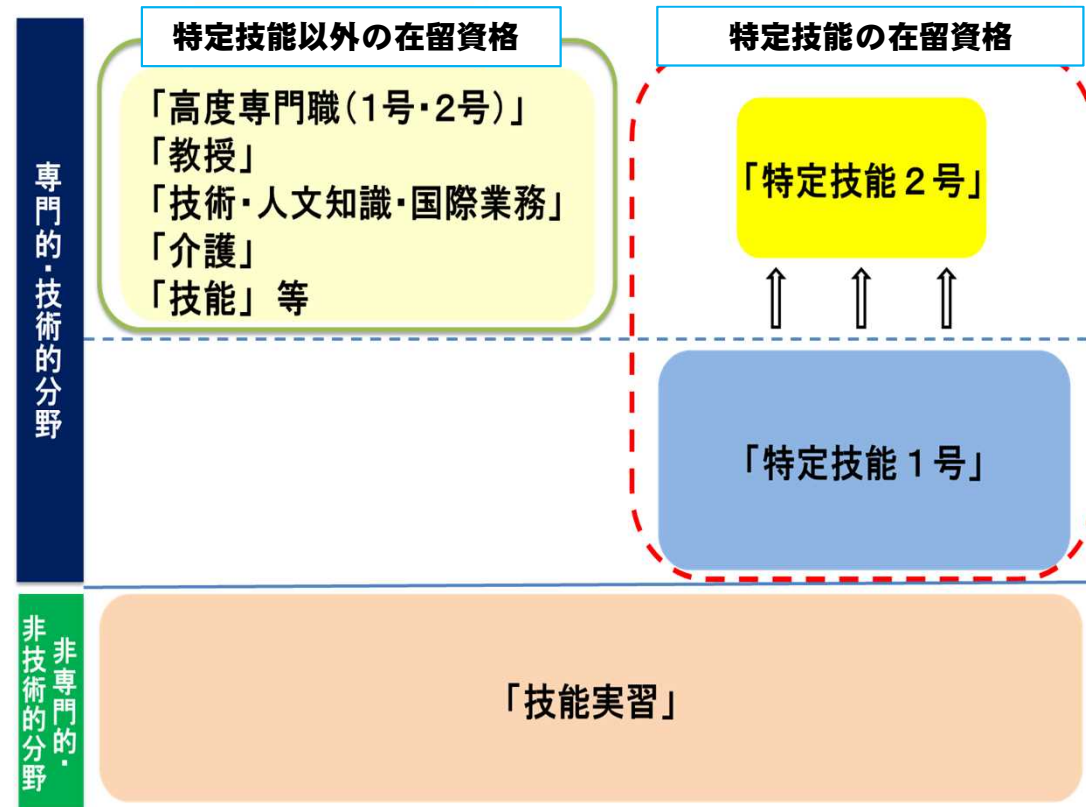
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（抜粋）

3 上記2の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項

（2）2号特定技能外国人

ア 「特定技能2号」で在留する外国人（以下「2号特定技能外国人」という。）については、在留期間の更新に上限を付さず、また、その配偶者及び子に要件が満たされれば在留資格を付与する。

イ 2号特定技能外国人に対しては、熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

ウ 試験の適正な実施を確保するため、法務省は、厚生労働省等に対して助言を求めるなどして、試験方針を定める。分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）は、試験方針に従い、実施しようとする試験について実施要領を作成の上、有識者等の確認を経たことを証明する書類その他の必要書類とともに法務省へ提出し、法務省の確認を受けた後に試験を実施するものとする。

また、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）は、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞なく試験実施状況報告書（実施した試験の内容を含む。）を提出するものとする。

法務省は、試験方針、実施要領、試験実施状況報告書について公表するものとする。法務省は、試験の適正な実施を確保するため、必要に応じて、当該試験の内容について厚生労働省等に対して助言を求めるなどした上、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）に対して指導等を行う。

派遣事業者は、制度上、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関に位置付けられ、協議会決定第3号により、協議会の2号構成員のいずれかに直接又は間接に所属する1号構成員となる必要がある。

派遣事業者の3要件それぞれについて、対応する2号構成員を以下のとおりで整理。

派遣事業者の要件	対応する2号構成員	備考
① 漁業又は漁業に関連する業務を行っていること	漁業又は漁業に関連する業務を行っている派遣事業者が所属する団体を2号構成員とする	—
② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること	(i) 地方公共団体の場合 地方公共団体を2号構成員とする (ii) ①に掲げる者である場合 ①に掲げる者が所属する団体を2号構成員とする	(i) の場合、地方公共団体を新たに2号構成員へ追加する必要(協議会承認)
③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること	(i) 地方公共団体の場合 地方公共団体を2号構成員とする (ii) ①に掲げる者である場合 ①に掲げる者が所属する団体を2号構成員とする	(i) の場合、地方公共団体を新たに2号構成員へ追加する必要(協議会承認)

➤ 関係する協議会決定事項の条文抜粋

< 協議会決定第3号 漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領 >

第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領(平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定事項第1号。

以下「運営要領」という。)第3条第1号に規定する構成員(以下「1号構成員」という。)の資格を得ることができる。

一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第2号に規定する構成員(以下「2号構成員」という。)のいずれかに直接又は間接に所属していること。

：

2 次に掲げる基準に適合する者は、2号構成員の資格を得ることができる。

一 1号構成員を直接又は間接に構成員とする団体であること。

二 特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人(以下「特定技能外国人」をいう。)の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護が図られるよう、1号構成員に対する必要な指導及び助言を行うための体制(略)を確保していること。

漁業特定技能協議会運営要領の新旧対照表（派遣対応の関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会決定第1号 平成 31年 3月 27日 <u>最終改正：令和4年〇月〇日</u></p> <p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会運営要領</p> <p>漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 【省略】</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 【省略】</p> <p>（構成員）</p> <p>第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。</p> <p><u>一 次のいずれかに該当する者</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ</u> 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私 の機関（以下「1号構成員」という。）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ロ</u> <u>漁業分野において派遣形態により派遣された特定技能外国人を受け入れることとなる本邦の公私 の機関（以下「1号副</u></p>	<p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会決定第1号 平成 31年 3月 27日</p> <p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会運営要領</p> <p>漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 【省略】</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 【省略】</p> <p>（構成員）</p> <p>第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。</p> <p><u>二</u> 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私 の機関（以下「1号構成員」という。）</p>

<p><u>構成員」という。)</u></p> <p>二 1号構成員を直接又は間接に構成員とする、<u>又は1号構成員を指導、助言する立場にある</u>団体（以下「2号構成員」という。）</p> <p>三 漁業労働に精通している労働組合</p> <p>四 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省</p> <p>五 その他協議会が必要と認める者</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>二 1号構成員を直接又は間接に構成員とする団体（以下「2号構成員」という。）</p> <p>三 漁業労働に精通している労働組合</p> <p>四 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省</p> <p>五 その他協議会が必要と認める者</p> <p>【以下、省略】</p>
---	---

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領の新旧対照表（派遣対応の関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会決定第3号 平成 31年 3月 27日 <u>最終改正：令和4年〇月〇日</u></p> <p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領</p> <p>漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、協議会の構成員の資格に関し次のように定める。</p> <p>（構成員の資格）</p> <p>第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第3条第1号のイに規定する構成員（以下「1号構成員」という。）の資格を得ることができる。</p> <p>一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」という。）のいずれかに直接又は間接に所属、<u>あるいは指導、助言を受けること</u>としていること。</p> <p>二～四 【省略】</p> <p>五 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表</p>	<p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会決定第3号 平成 31年 3月 27日</p> <p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領</p> <p>漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、協議会の構成員の資格に関し次のように定める。</p> <p>（構成員の資格）</p> <p>第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）の資格を得ることができる。</p> <p>一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」という。）のいずれかに直接又は間接に所属していること。</p> <p>二～四 【省略】</p> <p>五 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表</p>

第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をする事としてしていること。

六 【省略】

七 国内人材の確保に資する取組を行っていること。ただし、第5号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。

八 生産性の向上に資する取組に努めていること。ただし、第5号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。

九 【省略】

2 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第1号のロに規定する構成員（以下「1号副構成員」という。）の資格を得ることができる。

一 協議会及び分科会が定めた決定事項及び申し合わせ事項を遵守すること。

二 1号構成員から受ける労働者派遣が適正であること。

3 次に掲げる基準に適合する者は、2号構成員の資格を得ることができる。

一 1号構成員を直接又は間接に構成員とする、又は指導、助言する立場にある団体であること。

二～三 【省略】

4 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第3号に規定

第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をする事としてしていること。

六 【省略】

七 国内人材の確保に資する取組を行っていること。

八 生産性の向上に資する取組に努めていること。

九 【省略】

2 次に掲げる基準に適合する者は、2号構成員の資格を得ることができる。

一 1号構成員を直接又は間接に構成員とする団体であること。

二～三 【省略】

3 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第3号に規定

する構成員（以下「3号構成員」という。）の資格を得ることができる。

【以下、省略】

する構成員（以下「3号構成員」という。）の資格を得ることができる。

【以下、省略】

(案)

漁業特定技能協議会決定第 号
令和 年 月 日

派遣形態による特定技能外国人の受け入れについて

労働者派遣事業者を特定技能所属機関とした、漁業分野の事業者への特定技能外国人の派遣（以下「労働者派遣形態」という。）については、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定の他、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 2 号の規定に基づき、次のように定める。

第 1 条 労働者派遣形態により特定技能外国人の派遣を受けられることができる漁業分野の事業者（以下「派遣先」という。）は、運営要領第 3 条第 1 号に規定する構成員（1 号構成員又は 1 号副構成員）とする。

2 1 号副構成員は、特定技能基準省令（平成 31 年法務省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当し、かつ、漁業特定技能協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う者とする。

第 2 条 派遣先が、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れるにあたっては、特定技能外国人を送り出す労働者派遣事業者（以下「派遣元」という。）に対し、労働者派遣契約の締結にあたり「派遣先事業者誓約書」（別紙様式第 1 号）及び派遣先の概要書（別紙様式第 2 号）を提出しなければならない。

第 3 条 派遣元は、特定技能外国人を派遣するにあたり、以下の書類を、2 号構成員を通じて漁業特定技能協議会共同事務局（（一社）大日本水産会）あて提出しなければならない。

- 一 派遣先事業者誓約書（写し）
- 二 派遣先の概要書（写し）
- 三 派遣計画書（別紙様式第 3 号）（写し）
- 四 派遣元の漁業特定技能協議会 1 号構成員資格証明書（写し）
- 五 その他必要な書類

2 派遣先が 1 号構成員でない場合、漁業特定技能協議会は、前項各号の書類の受領後、労働者派遣等の基準に準じていることを確認し、派遣先を 1 号副構成員として協議会に加入したものとみなす。

第 4 条 派遣元は、労働者派遣形態により特定技能外国人を送り出すにあたっては、派遣先に対し、以下のことについて指導、助言を行わなければならない。

- 一 派遣先事業者誓約書の誓約事項の遵守
- 二 協議会及び分科会が定めた決定事項及び申し合わせ事項の遵守
- 三 特定技能の在留資格に係る制度その他外国人の受け入れについての認識。

2 派遣先が、前項の指導、助言に従わない場合は、1 号副構成員の資格を失うものとする。

第 5 条 以下の場合には、派遣元は、その旨 2 号構成員及び共同事務局（（一社）大日本水産会）に対し、報告を行うものとする。

- 一 労働者派遣形態による特定技能外国人の受け入れをやめた場合
- 二 派遣先が派遣先事業者誓約書の誓約事項を遵守しない場合

派遣先事業者誓約書（案）

〇〇（派遣元事業者） 宛

派遣先事業者
氏名又は名称
所在地

漁業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるにあたり、以下の事項について誓約します。

【派遣先での業務】

- 1 1号特定技能外国人に従事させる業務が、漁業全般（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）又は養殖業全般（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）であること。
（従事させる業務（漁業種類）：〇〇漁業 ）

【派遣先の責務】

- 2 次のいずれにも該当する者であること。
① 漁業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
② 国内人材の確保に資する取組を行っていること。
③ 生産性の向上に資する取組に努めていること。

【派遣先の条件】

- 3 次のいずれにも該当する者であること。
① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者
ニ 自発的に離職した者
③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。
④ 次のいずれにも該当しないこと。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
(1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定

- に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- (2) 船員法(昭和22年法律第100号)第129条(同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。)、第130条(同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条(同法第88条の2の第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)
 - (3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号を除く。))及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
 - (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
 - (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
 - (6) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
 - (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第40条第1項(第2号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
 - (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条、第50条及び第51条(第2号及び第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (9) 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
 - (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
 - (11) 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第1号を除く。))及び第51条(第2号及び第3号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20条及び第21条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条から第65条までの規定
 - (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
 - (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。))第108条、第109条、第110条(同法第44条の規定に係る部分に限る。))、第111条(第1号を除く。))及び第112条(第1号(同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第6号から第11号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定
 - (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第50条(第2号に係る部分に限る。))及び第52条の規定を除く。)により、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。))、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条、第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。))、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適性に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
- リ 特定技能雇用契約の締結の前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - (1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
 - (2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
 - (3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
 - (4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
 - (6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
 - (7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
 - (8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為
 - (9) 出入国管理及び難民認定法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
 - (10) 出入国管理及び難民認定法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為
 - (11) 出入国管理及び難民認定法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為
- ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの
- ロ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの
- ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 誓約事項を遵守することができなくなった場合には、速やかにその旨を（派遣事業者の名前）に対し、報告すること。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

派遣先の概要書（漁業分野）

1 派遣先の概要

①法人番号	
(ふりがな) ②氏名又は名称	
③住所 (本店又は主たる事務所)	〒 ー (電話番号 ー ー)
④常勤職員数	合計 名
⑤資本金の額	円
⑥前年度売上高	円
⑦前年度経常損益	利益 ・ 損失 円
⑧前年度当期純損益	利益 ・ 損失 円

(注意)

①は、派遣先が法人である場合のみ記載すること。

2 派遣労働者の受入れ実績等

①1年以内に 定技能外国人 と同種の業務 に従事する労働 者の離職状 況		離職理由	
		自発的離職	非自発的離職
	日本人労働者	名	名
	外国人労働者	名	名
②前1年間の 行方不明者数	特定技能 1号及び2号	名	うち責めに帰すべき 事由による行方不明 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
	技能実習	名	うち責めに帰すべき 事由による行方不明 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

(注意)

- ①の「自発的離職」とは、特定技能外国人の自己都合による転職や退職をいい、「非自発的離職」とは、派遣先の経営上の都合により、人員整理を行うために希望退職を募集したり又は退職勧奨を行った場合等をいう。
- ①の「外国人労働者」とは、入管法別表第1の1、2及び5の表（就労資格に限る）の在留資格をもって在留する者をいう。
- ②は、派遣先が雇用する特定技能外国人の過去1年間における行方不明者の発生状況について、行方不明者が発生している場合はその発生人数を、発生していない場合は0名と記載すること。また、派遣先の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生している場合は「該当あり」に、派遣先の責めによらない理由で行方不明者が発生している場合は「該当なし」にチェックすること。
- ②は、派遣先が、技能実習制度における実習実施者である場合は、過去1年間における技能実習生の行方不明者の発生状況についても記載すること。

派 遣 計 画 書

次の表1の特定技能外国人については、表2のとおりに派遣し、派遣予定内容に変更があった場合、及び同表にない派遣先に派遣する場合には、派遣に先立って届け出ます。

(表1) 派遣予定特定技能外国人

	氏名	国籍・地域	生年月日	性別
1			年 月 日	男・女
2			年 月 日	男・女
3			年 月 日	男・女
4			年 月 日	男・女
5			年 月 日	男・女

(注意) 全ての者について記載できない場合には、「別紙のとおり」として別紙を添付して差し支えない。

(表2) 派遣予定先一覧

	派遣予定先の氏名又は名称	住所	就労(作業)内容	就労(作業)場所	派遣予定期間
1					年 月 日 ~ 年 月 日
2					年 月 日 ~ 年 月 日
3					年 月 日 ~ 年 月 日

(注意) 全ての派遣予定先について記載できない場合には、「別紙のとおり」として別紙を添付して差し支えない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

特定技能所属機関名 _____

作成責任者 役職・氏名 _____

漁業特定技能協議会運営要領の新旧対照表（除名処分の関係）

新	旧
<p data-bbox="495 331 860 363">漁業特定技能協議会運営要領</p> <p data-bbox="255 379 1097 555">漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。</p> <p data-bbox="271 624 360 655"><u>（除名）</u></p> <p data-bbox="255 671 1097 799"><u>第 10 条 協議会は、構成員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。</u></p> <p data-bbox="282 815 1097 895"><u>一 構成員となった者が停止又は取消しによりその資格を失ったとき。</u></p> <p data-bbox="282 911 927 943"><u>二 前号の他、除名すべき正当な理由があるとき。</u></p> <p data-bbox="271 1007 353 1038">（雑則）</p> <p data-bbox="255 1054 1097 1182"><u>第 11 条</u> この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める</p>	<p data-bbox="1361 331 1727 363">漁業特定技能協議会運営要領</p> <p data-bbox="1128 379 1971 555">漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。</p> <p data-bbox="1137 624 1227 655"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1151 1007 1234 1038">（雑則）</p> <p data-bbox="1128 1054 1971 1182"><u>第 10 条</u> この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める</p>

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領の新旧対照表（除名処分の関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領</p> <p>第4条 前2条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 職権により、構成員の資格を確認する。</p> <p>二 構成員が次に該当すると認められるときは、<u>協議会の決議により</u>、資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行う。</p> <p>イ 第1条に規定する基準に適合しないとき</p> <p>ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき</p> <p>ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき</p> <p>ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき</p> <p>ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき</p> <p>ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき</p> <p>三 <u>前号</u>の処分を行うときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴くとともに、処分の理由を示す</p>	<p style="text-align: center;">漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領</p> <p>第4条 前2条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 職権により、構成員の資格を確認する。</p> <p>二 構成員が次に該当すると認められるときは、資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行う。</p> <p>イ 第1条に規定する基準に適合しないとき</p> <p>ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき</p> <p>ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき</p> <p>ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき</p> <p>ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき</p> <p>ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき</p> <p>三 <u>前項</u>の処分を行うときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴くとともに、処分の理由を示す</p>